改正後	改正前
第２章　自動車の保安基準	**第２章**　自動車の保安基準
第１節　指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目	**第１節**　指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目
（軸重等）	（軸重等）
第７条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が３である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。	**第７条の３**　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。
一　車軸の数が２又は３（駆動軸の数が１であるものに限る。）であること。	一　車軸の数が２であること。
二・三　（略）	二・三　（略）
四　第５輪荷重を有するものであること。	（新設）
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第10条　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。	**第10条**　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
一　原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。	一　原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
イ～ソ　（略）	イ～ソ　（略）
ツ　協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.に限る。以下同じ。）又は協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）が適用される自動車のテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているもの。	ツ　協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下同じ。）又は協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）が適用される自動車のテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているもの。
二　（略）	二　（略）
２　（略）	２　（略）
（操縦装置）	（操縦装置）
第12条　（略）	**第12条**　（略）
２　自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	２　自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの（以下「手動操作装置」という。）は、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。	一　保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの（以下「手動操作装置」という。）は、協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第90条において同じ。）に定める基準に適合すること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）
（制動装置）	（制動装置）
第15条　（略）	**第15条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）